

平成 25 年 予算審査特別委員会(総括質疑)

- 1 開催期日 平成 25 年 3 月 19 日 (火) 午前 9 時 59 分から午後 1 時 39 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 尾崎委員長、大迫副委員長
中野委員、永井委員、板垣委員、谷浦委員、橋本委員、野村委員、
武田委員、田辺委員、鈴木委員、立崎委員、畠山委員、中田委員、
國枝委員、滝 委員、西田委員、佐藤委員、藤田委員、木村委員、
川崎委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|----------|-------|---------------|------|
| 市長 | 上野正三 | 監査委員 | 染谷一彦 |
| 副市長 | 石井潤一郎 | 企画財政部長 | 岩泉功一 |
| 総務部長 | 道塚美彦 | 市民環境部長 | 塚崎俊典 |
| 保健福祉部長 | 木下信司 | 建設部長 | 高橋孝一 |
| 経済部長 | 児玉正輝 | 経済部次長 | 小島靖雄 |
| 水道部長 | 深尾 壯 | 会計室長 | 佐藤芳幸 |
| 消防長 | 相馬正人 | | |
| 教育長 | 吉田孝志 | 教育部長 | 八町史郎 |
| 教育部次長 | 中西敏夫 | | |
| 財政課長 | 中屋 直 | 総務課長 | 福島政則 |
| 職員課長 | 水口 真 | 危機管理課長 | 折原敏宣 |
| 庁舎建設担当参事 | 安田将人 | 市民課長 | 秋葉 聡 |
| 環境課長 | 谷口定己 | 廃棄物処理施設整備担当参事 | 平川一省 |
| 福祉課長 | 木下隆司 | 都市整備課長 | 駒形 智 |
| 監査委員事務局長 | 山田隆二 | | |

7 事務局

議会事務局長 土谷 繁 書記 村上 美恵子
書記 永澤 るみ子

8 傍聴者 2名

- 9 案件
- 議案第 28 号 平成 25 年度北広島市一般会計予算
 - 議案第 29 号 平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 30 号 平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算
 - 議案第 31 号 平成 25 年度北広島市霊園事業特別会計予算
 - 議案第 32 号 平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算
 - 議案第 33 号 平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第 34 号 平成 25 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

尾崎委員長

開会前に、お知らせいたします。

傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可することといたします。

ただ今から、予算審査特別委員会を開会いたします。

議案第 28 号 平成 25 年度北広島市一般会計予算

議案第 29 号 平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 25 年度北広島市霊園事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算

議案第 33 号 平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 34 号 平成 25 年度北広島市水道事業会計予算

以上、7 件を一括して議題といたします。

直ちに、総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

初めに、日本共産党、板垣恭彦委員。

板垣委員。

板垣委員

私は、今回の議会は大変苦勞いたしました。体力のなさとし力の衰えをしみじみと感じましたが、力を振り絞って予算総括質疑をさせていただきます。

まず、市長選挙が行われる新年度におきまして、住民の福祉の増進を目指して取り組まれる行政運営が、十分な職員体制で市民の生活実態を把握した上で行われるのか否かを確認するために質問をさせていただきますが、今期末退職者数、新年度再任用者数、新規採用者数、正規、臨時及び非常勤を含み総職員数はどのようになるのか、業務の平準化はできるのでしょうか、お伺いします。新しい体制のもとで市民の生活を守り、福祉の増進に努めてもらわなければなりません、市長在職の 8 年間、市の財政状況と市民の生活状況がどのように推移したでありますでしょうか。また、少子高齢化が一段と進む中で行政運営をするための職員の意識改革に今後どう取り組まれるのか、お伺いいたします。

続きまして 2 つ目の質問ですが、廃棄物処理政策について、お伺いいたします。ごみ処理は、いずれの自治体においても大きな行政課題であり、国の指針やほかの自治体の例、今までの実績等を十分勘案してできるだけ効率的で無駄のない事業を遂行していかなければなりません。まず、広域ごみ処理についてお伺いいたしますが、これは一般質問と重複いたしますけれども、一般質問ではどうしても納得のいかない答弁でありましたので、再び質問をさせていただきます。広域での可燃物処理のメリットをどのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。例えば、ごみ処理量がどうなるか、施設建設費はおよそどのようになるのか、そして輸送コストはどのようになるかを勘案した上でのメリットを見込んでいると思いますが、お答えをいただきたいと思えます。

次に、生ごみ処理について、お伺いいたします。生ごみ処理の PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションはどのように行われているのでしょうか。また、し尿処理についても PDCA はどのようであるのかをお伺いして、第 1 回目の質問といたします。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

板垣委員のご質問に、お答えを申し上げます。

まず初めに、職員体制についてであります。今年度につきましては途中退職者を含め 25 名が退職となり、平成 25 年度は同数の採用を予定しているところであります。また、全体の職員数につきましては、再任用職員 7 名、非常勤職員 6 名、臨時職員 2 名の増員により 703 名を予定しているところであります。

次に、業務の平準化についてであります。職員の配置につきましては市民サービスの低下を招くことがないよう適正化を図ってきたところであります。しかし、制度のたび重なる変更、事務の権限委譲や行政に対する市民の要請がより複雑・多様化するなど、業務

の質と量の変化から一部の部署によっては、恒常的な時間外勤務となっているところがあります。平成 25 年度におきましては、新規事業への対応や業務の平準化が必要な部署を中心に再任用職員を含む職員の増員配置を予定しているところがあります。なお、特定の部署や職員への負担につきましては、管理職を中心とした事務改善の検討や労働安全衛生の充実、職場環境の整備により緩和に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政状況についてであります。平成 16 年度からの三位一体改革により国庫補助負担金の見直しや地方交付税の削減が行われ、平成 21 年度には国政における政権交代さらには、数次にわたる緊急経済対策などにより地方の財政運営は大きな影響を受けたところがあります。本市におきましては、歳入の根幹である市税において平成 19 年度に税源移譲があったものの長引く景気低迷などの影響もあり、ほぼ横ばいで推移してきております。また、地方交付税は一時的に大きく減少したものの、その後は、地方の自主財源の充実が図られてきているところがあります。このような状況の中で国の制度改正や社会保障関係費などの増加する行政需要に対応をしてきたところがあります。また、財政健全化法による各比率を見ますと、道内自治体の中では比較的安定した状況で推移してきているところがあります。

次に、市民生活についてであります。長引く景気低迷により生活保護費の受給世帯数や就学援助費の認定者数が増加してきている状況にあり、経済環境や雇用への不安など厳しい状況にあるものと認識をしているところがあります。このため、子ども医療費助成や保育所定員、奨学金制度の拡充のほか幼稚園就園準備金、福祉灯油など適宜これらのニーズに対応してきたところがあります。

次に、職員の意識改革についてであります。大量退職時期を迎え職員には新たな時代を担っていく意識や姿勢の変革とともに、職務能力の一層の向上を図る努力が必要であると考えております。こうしたことから、職員の意見を引き出す職場 OJT の継続的な実施、経験ある職員が若手職員の指導・助言に責任を持つ仕組みづくり、また、政策能力や法制執務能力の向上を目的とした研修を計画的に実施することなどにより、職員の意識改革につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、廃棄物処理についてであります。広域でのごみ処理量や施設建設費につきましては、今後、広域のごみ処理計画を策定する中で決定してまいりたいと考えております。また、輸送コストにつきましては建設場所によって決まりますことから、本市以外で施設が建設されることになった場合には、現在の運搬経費より増加することが予想されているところがあります。

次に、生ごみ及びし尿浄化槽汚泥処理につきましては、北広島地域循環型社会形成推進地域計画並びに北広島市バイオマスエネルギー推進プランに基づき施設整備を進め、今年度完了したところがあります。生ごみにつきましては、平成 23 年度から受け入れを開始し、乾燥汚泥は成分変化がなく利用され、ガス発生量も増加しており順調に処理が行われております。収集量につきましては、1 日平均 4.8 トンで家庭系の生ごみ収集計画量の約 4 割と

なっていることから、来年度は分別に関するアンケート調査を実施し、収集量の増加に努めてまいりたいと考えております。し尿・浄化槽汚泥につきましては、平成 25 年度からの本格受け入れに向けて現在、試運転を行っており、トイレトペーパー以外の異物の混入が多く見受けられることから、道央地区環境衛生組合では住民の方々に適正な排出のお願いをしているところであり、今後も効率的な処理が進められるよう周知を図ることが必要と考えております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは以下、一問一答で質問をさせていただきます。

まず、新年度職員体制と行政運営についてですが、市長在職中の市の状況、市民生活の状況について、バランスシートによる市の資産を見ると 2005 年度と 2010 年度の比較では、市民 1 人当たりの純資産が 79 万円から何と 174 万円に倍化した。そして負債が 46 万円から 44 万円に減少したとなっておりますが、この状況についての見解をお伺いいたします。

尾崎委員長

中屋財政課長。

中屋財政課長

それでは、再質問にお答えいたします。

貸借対照表の正味資産の増加という部分についてでございますけれども、平成 17 年度のバランスシートでは、当時、決算統計のデータを活用したいわゆる総務省方式により作成したものでございまして、平成 20 年度以降からは公会計のより一層の整備が求められたことから、基準モデルということを採用して作成をしてきてございます。この作成方式の大きな違いでございますが、17 年当時の総務省方式では決算統計のデータを使うことで直接市が取得した資産のみが計上されることになってございます。それに対しまして基準モデルでは、市の資産すべてを計上しているところに違いがございます。住宅地等の民間開発で整備された資産を管理者である北広島市が、寄付、帰属された受動資産を含めて計上していることから比較の中で資産が大きく増加しておりまして、結果的に正味資産も増加しているということでございます。この辺を考慮し正味資産につきまして 17 年度と 22 年度を比較しますと、ほぼ同程度という状況になっているところでございます。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

同程度といういい方はどうなのでしょう。市の資産は増えている、あるいは借金は減っている状況ではあると思います。

一方で、市民負担がどうかということは、子ども医療費助成の拡大など評価できることもございましたが、一方でごみが有料化され、おやつ代以外の学童保育料も新たに負担することとなり、住民センターなどの利用料金も増えて市民の負担は増大いたしました。

また、生活はどうかといいますと、ご答弁にございました以外にも税の滞納者数は 2005 年度 1235 人から 2011 年度 2254 人とおよそ倍増しているわけであります。国保加入世帯の中での所得 100 万円以下は 56%にも達し、保険料滞納者数は 2 割。そして、1 割の人が短期保険証や資格証明書の発行を受けるなど、大変所得の低下した市民が増え生活が確実に苦しくなっているのが実態ではないでしょうか。そうした中で、市民の生活困窮を和らげるために今後、何を行おうとするのが大事であります。市長選を控えた骨格予算ということもありますが、予算案の概要説明において市民生活を直視し、地方自治の根幹である住民の福祉増進を図るといふ熱意が感じられないのは大変残念に思いますけれども、この点についての見解をお伺いします。

尾崎委員長

岩泉企画財政部長。

岩泉企画財政部長

ご答弁をさせていただきます。

今回の予算については今、板垣委員のご質問の中にもございましたけれども骨格予算でございますので、新たな施策をこの予算の中に入れることはしておりません。ただし、どうしても国の補助がらみだとか、工期がすでに決められているものについて新たな部分は入っておりますけれども、それ以外の福祉を含め新たな施策については今後、第 3 回定例会の補正予算の中で入れさせていただく形になっておりますので、そういった部分については十分ご理解をいただかなければならないと思っております。

また、今後の肉付け予算については市長選後という形になりますけれども、推進計画の中では地域活性化、人口増を含めた子育て支援策、そして防災対策という部分について重点的に取り組んでいこうという検討も今、しているところでございます。そういった部分を含め、今後、予算措置も十分検討されると考えているところでございます。

以上であります。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

次の質問に移ります。

業務の平準化についてですけれども、市民生活改善を基本目標とした施策実施のために職員体制あるいは職員の意識変革を推進していくべきではないかと思えます。2013 年度職員増によって残業等が少なくなると見込まれる部門もございしますが、かつて 2011 年度で見ますと残業が 300 時間を超えた職員課、情報推進課、危機管理課、福祉課、土木事務所、工業振興課など、これらが果たして平準化されるのでしょうか。担当課個々の対応はさておき全体的にどうなのかについて見解をお伺いします。

尾崎委員長

水口職員課長。

水口職員課長

業務の平準化について、お答えさせていただきます。

時間外勤務につきましては、平成 24 年度 12 月末現在と昨年度の同時期の状況を比べますと、今、委員がおっしゃられた部署におきましても一部では時間外勤務の平準化が図られています。現状の時間外勤務につきましては、少子高齢化あるいは地方分権の流れなど時代の要請からの業務の質や量の変化によるところが大きく、一部の部署に偏ってしまう傾向もありますが、担当部署からの聞き取りと分析を基に今後も適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

職員の意識改革についてお伺いいたしますが、多くの職員の方々が市民のために親身になって働いてくれているのは私もよく承知をしているつもりでございます。しかし、職員賃金はかなり下がっているのではないのでしょうか。この辺の実態について、お知らせください。

尾崎委員長

水口課長。

水口職員課長

職員給料の状況をお答えさせていただきます。

ホームページで北広島市の給与・定員管理等を公表しております。その数字から申し上げますと、公表している部分では平成 18 年度と平成 23 年度の状況の比較になりますが、これまで人事院勧告に基づく給料表の改定や期末勤勉手当の支給割合の改定を行ってきていますので、給料水準自体は下がってきている状況でございます。平成 18 年度当時、一般行政職員の平均年齢が 46 歳ぐらいでございまして、この方の給料推移を見ますと定期昇給を加味しましてもほとんど上がってない状況でございます。一方、期末勤勉手当につきましては支給割合が下がっていますので、年収ベースで見ますと 5 年間でおよそ 30 万円近く下がっている状況でございます。また、18 年当時 46 歳の職員と現在 46 歳の職員を比べますと、年収ベースで 60 万円近く下がっている状況でございます。

以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

ただ今の答弁を聞いて私自身、大変驚いたのですが、答弁の最初で 46 歳の方が平成 18 年度は年収 663 万 5000 円程度だったものが、歳を取るにつれ通常でしたら少しずつでも上がっていくと思っていましたけれども、その方が平成 23 年度になっていくらになったかという 637 万ということで約 30 万円、歳を取るとともに減ってきてしまったという状態だということです。今後さらに、新年度においても国から削減の圧力がかかり退職金が 400 万円も削減されるといった状況もいわれております。これで、職員のやる気を引き上げるのは至難のわざだと思います。かつて、提案制度あるいはインセンティブ予算制度などがありましたけれども、これに対しての応募や対象が少なく事実上、現在は廃止されていると承知しております。答弁にもありましたように、新年度は臨時職員も含め 700 人余りの職員体制になるということですが、これらの職員の方々の英知が結集され、それぞれの担当業務において本当に、このあと出てきますような PDCA がなされるのか疑問を感じます。どのようにして職員の意欲を高めていく計画であるのか、お伺いいたします。

尾崎委員長

道塚総務部長。

道塚総務部長

職員の意欲の問題についての再質問でございますが、職員の意欲ややる気を引き出すためには、働きやすい職場風土の醸成と頑張っているものが評価される仕組み作りが必要で

あると考えております。こうしたことから、市といたしましては新任職員支援制度の導入、職場 OJT の実施、市長と職員とのフリートーキング、自主研修会への助成、そして年功序列にとられない若手職員の登用などに取り組んできているところでございます。今後も、職員が意欲を持って業務に当たっていけるよう、さまざまな取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

ぜひ、全ての職員の方々がやる気を十分発揮できるような体制にしていきたいと思います。

次に、廃棄物処理政策についての質問に移ります。

まず、広域ごみ処理について、伺いますけれども、広域での可燃物処理のメリットについて単独で行った場合と比較したごみ処理量はこうなるが、建設費はこうなる。あるいは、輸送コストはこうなるがトータルで考えればこれだけのメリットが生じるといった内容の説明を求めたつもりでしたが、お答えいただけなかったのはどういうことなのでしょうか。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

板垣委員のご質問に、お答え申し上げます。

現在、広域における焼却炉につきましては種類ですとか規模、建設の予定地が決まっているわけではございません。そのため広域でのイニシャルコストですとか、ランニングコストにつきましては出ているわけではございませんので、具体的な数字の回答はできない状況でございます。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

そういうものが出ていないので回答できないという状況ではないと思います。私は、こ

の前も例示しましたけれども、その後も詳しく調べてみました。処理方式などによっても確かに違いますが、例えば同じストーカ処理方式の単独と広域で見た場合どうなるのかというあらあらの計算は私でもできるのですから、優秀な皆さんができないはずはないです。先の一般質問でも、広域による施設建設や運営においてスケールメリットが見込めるものと考えているという答弁だったわけです。しかし、今回は広域でのごみ処理量や施設建設費用については今後、広域のごみ処理計画の中で決めていくという答弁ですから、この答弁を基にすれば、広域でのスケールメリットなどは現時点で計算していないことになり、答弁が異なるのではないかと思いますけれどもどうですか。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

先ほどの答弁と重なる部分もございますが、施設建設ですとか維持管理費におきましては単独の場合にかかる費用、維持管理費よりも広域でやることによって、例えば排出量に応じた負担となれば、経費負担におけるメリットは当然出てくるものと考えております。ただ、その部分を数字で表せるかということになりますと、先ほどご答弁いたしましたように具体的な数字の検討に入っていないところでありますので、回答できない状況でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

数字が出てこないでスケールメリットを見込めるとはということなのか、私はさっぱりわかりません。先ほどの一般質問の答弁でも、実は計算してましてということでした。施設建設費用はごみ処理量が 100 トン前後の場合は、トン当たり 3000 万円から 5000 万円。50 トン前後の場合は、7000 万円から 1 億円という答弁だったと思います。これは、いいかえてみますと処理量 100 トンの場合は、施設建設費は 30 億円から 50 億円。処理量 50 トンの場合は、35 億円から 50 億円ということになると思います。100 トンも 50 トンも建設費は変わらない。あるいは、100 トンのほうが 50 トンの場合よりも建設費が安くなるということは常識的にはあり得ない話で、あまりにも粗雑な見方ではないでしょうか。800 トンを 900 トンにすればもっと安くなるかといえば、とんでもない状態です。調査されたかどうかわかりませんが、札幌市白石の清掃工場の場合、どういう状態でしょうか。焼却能力が 900 トンで建設費が 563 億円です。1 トンあたりに換算すると 6250 万円の建設費が掛かっています。こういうことも調べればすぐわかります。私は、改めて環境省の情報公

開データを見て分析いたしました。ここには今申し上げました札幌市白石工場や栃木県大田原市のデータも入っておりません。87カ所の焼却施設データですけれども、これを分析しても私の主張に大きく誤りはなかったと思いますが、環境省データよりもう少し詳しく分析したのが武蔵工業大学の青山教授で、251施設について分析しています。この結果を見ますと、北広島市の可燃物年間推定量を7500トンと推定していますね。7500トンを焼却処理する場合、大体施設建設費15億円程度になります。広域で2市4町の可燃ごみ処理料がいくらになるかといいますと、大体3万2000トンです。これを焼却処理するための施設建設となれば、65億円掛かると。ごみ量の割合に応じて負担することになれば、北広島市の負担は単独で行った場合とほぼ同じで、15億円程度になります。答弁にもありましたように、輸送コストも含めれば高くなる危険性は極めて大きい。本当に、2市4町でやるメリットがあるのでしょうか。恵庭市は、広域を脱退して単独でやりました。それなりの単独のメリットを恵庭市ははじき出して、単独処理に進んだのではないかと思います。このように、本当に単独が良いのか2市4町の広域が良いのか、再検討するべきではないでしょうか。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

広域でのごみ処理について先ほどからご答弁させていただきましたように、広域での焼却施設ですとか建設場所については、これから検討を始めてまいります。当然、本市にとってのメリットについても検証を行いながら検討し、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

政府が行おうとしている TPP 問題と同じで、参加しながらあとで脱退するということが極めて難しいです。広域処理の場合も、やる前にできるだけのところは試算して、本当にメリットがあれば入るし、なければ入らないことを決めてかからなければいけないのではないですか。最初から広域ありきではいけないと思います。

可燃物焼却について、平成 12、3 年頃、国はダイオキシン抑制のために 1 日当たり 100 トン以上の処理能力の焼却炉建設を進めていました。その後、技術が向上して小型炉でもダイオキシン発生抑制ができるようになったわけです。また、国は一時期、灰溶融炉の建

設の補助条件としましたが、これはコスト高になると自治体の批判を受け、現在はこれについても補助条件から外されていると承知しております。そして、先ほどの一般質問の答弁で市長が答弁されていまして、循環型社会形成推進法が成立して廃熱利用が求められるようになりました。このような環境変化の中で、首都圏ではどうかと。私も昨年、首都圏を視察して驚いたのですが、町のにぎやかなところで一番高い煙突が立っているものが何かというと、焼却炉という状況です。当市においても、環境汚染の少ない焼却炉を町の真ん中に設置し、排熱利用の温水プールの整備や雪を流す流雪溝の整備を含めた可燃ごみ焼却システムが考えられるのではないかと思います。なぜ、そういう提案がなされ、検討されないのかが不思議ですが、これについても見解があればお伺いします。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

確かに、ダイオキシン等の対策について進んできていることは実態としてあると思います。ただ、最終処分場に限らず、この可燃ごみ処理施設でございますけれども、施設そのものは今でも忌み嫌われるということがございまして、まち中に周辺住民の同意を得て施設を建設していくことについては大変容易なことではないと判断しております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

容易でないことは、どこに設置してもそうです。それぞれ良い悪い、住民の意見がありますから。とにかく、この辺を真剣に検討してもらいたいです。

次の問題に移ります。

生ごみ処理についてお伺いいたしますが、生ごみのバイオガス化が 2011 年度から開始となりました。処理作業が順調か否かを聞いているのではなくて、建設から運転維持管理を含めた PDCA がどうされているかを質問したのです。家庭系の生ごみ収集量が 4 割どまりということで、その問題だけが指摘されたように思いますが、ほかについては大体すべて計画どおり順調だということですか。

尾崎委員長

深尾水道部長。

深尾水道部長

下水処理センターで生ごみを処理しているわけですが、処理については当初、消化槽が発泡するなど、いろいろな状況が出てまいりましたけれども、今は順調に処理がされております。

以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

順調というのは、建設から運転に至るまでということでは聞いたのですが、もう少し突っ込んで伺いたします。私なりに PDCA を行ってみたのですが、まず、総事業費について伺います。総事業費については、なかなか開示されていなかったと承知しております。私がいろいろ資料要求をしたり、一般質問で取り上げたりして徐々に開示されたケースも多くございましたが、まず、開示されたのが 2009 年 10 月でした。このときに、総事業費がおよそ 19 億 5000 万円であることを私は知りました。次に、2009 年第 4 回定例会での答弁では、総事業費については実施設計ができあがった状態で詳細報告したいという答弁でしたが、翌年の 2010 年 2 月に民生・建設文教合同委員会の席上で、総事業費が 22 億 4188 万 4000 円になる見込みの説明がありました。その後の入札等で事業費が変わって、2011 年 6 月には 21 億 2500 万円となり、今回、改めての資料要求でおよそ 20 億円となりましたが、今回、新たな関連工事として 2 億 9021 万円が加わって結局、関連事業費も含めた総事業費は 22 億 8600 万円となっていたことがわかりました。問題なのは、委員会で総事業費などを明らかにしたことは合同委員会 1 回ではなかったかと思えます。もう少し、進捗状況を逐一報告するべきだったと思いますが、これについての見解はいかがですか。

尾崎委員長

深尾水道部長。

深尾水道部長

今、板垣委員がおっしゃいましたように、総事業費については議会の一般質問や資料要求の中でお知らせしてまいりました。平成 22 年だったかと思えますが、合同委員会を開いておまして、そのときにバイオマス利活用施設の総事業費についてご説明をしたあとは、今お話したように議会の中ですとか、資料要求の中で説明をしたということでございます。事業費や負担の内容につきましても、今後は適宜報告してまいりたいと考えております。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

議会では最初、19 億 5000 万円ぐらいですということですから、大体皆さんはそれくらいなのかと納得されていたと思うのですが、結果的には 22 億 8600 万円。3 億 4000 万円も膨らんでしまったのです。一度、議会で承認を得れば、あとは多少膨らんでも構わないという考え方では困ります。先日、広葉小学校跡施設についても私は申し上げましたが、こういう予算管理では大変問題ではないかと思っておりますので、当初の計画を厳しく見直していただきたいと思います。

次に、生ごみ処理量についても、お伺いいたします。当初の計画では、生ごみ処理能力を 1 日平均 17 トン、最大処理能力 24 トンとして設備を造りました。これは、あまりにも大きすぎるのではないかとかねてから私は指摘してまいりました。平成 19 年 9 月議会でも、砂川のような過大設備になってしまいかねない。造る前に、詳しく分析する必要があるのではないかと指摘したのでありますが、残念な結果になっております。生ごみ収集量は、2011 年度、1 年間で家庭系が 1480 トンで計画の 40%、事業系がたったの 29 トンで計画のわずか 1.9%にしかありません。今回の答弁でも、2012 年度は 1 日当たり 4.8 トンということではありますが、過大ではないかということに対して先の一般質問の答弁では、年末年始には 1 日 12 トンもの量になり、したがって設備規模としては妥当なものだと強弁しておりました。12 トンだったとしても、最大能力 24 トンの半分にしかならない。年間、わずか 1 日か 2 日のことではないですか、12 トンというのは。これで、本当に過大設備ではないといえるのですか。

尾崎委員長

谷口環境課長。

谷口環境課長

生ごみの量について施設整備に当たったの計画では、ごみ排出量の実績から生ごみの組成割合の平均値を使って推計しております。また、家庭系ではごみの有料化やコンポスト等によるごみ減量化の施策を考慮して算出しており、計画では妥当なもの判断しております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

あくまでも妥当なものだと。処理量は 17 トンを計画し、最大処理量は 24 トンになったと。現在は 4.8 トンぐらいしか集まらず、事業系は 1.9%という状態でも妥当だとおっしゃるのですね。もう少し突っ込んで聞きますが、収集生ごみを最初に受け入れる受け入れホッパーの容量はいくらですか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事

平川廃棄物処理施設整備担当参事

最初に受け入れる受け入れホッパーといいます。こちらの容量につきましては 40 立方メートルのものが 2 基設置されております。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

2 基で 80 立米ということですね。どのぐらいの生ごみの受け入れが可能ですか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事。

平川廃棄物処理施設整備担当参事

生ごみのかさ比重というものがございまして、こちらを 0.6 と見込んでおります。40 立米、1 基当たり 0.6 を掛けまして、24 トンという計画をしております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

2 基で 48 トンです。12 トンのごみが集まったとしても 4 日間続くことはほとんどないと思いますが、それでも妥当だということでしょうか。普段はがらがらとなり、バイオガス化処理も処理能力の 4 分の 1 以下で行わなければならない状態です。このような設備を過大設備といわずして何というのでしょうか。先ほどいわれた答弁以上はないと思いますから、次に移ります。私は非常に過大な設備だったと。この責任も問われてしかるべきだと思います。

ます。

また、ごみ処理を含む下水処理センター全体の維持管理業務委託費用が 2011 年、2012 年の 2 カ年について、おのこの年間、1 億 4950 万円ということです。これは、生ごみ 1 日当たりの処理量 17 トンを想定しての運転要員費用であったのではないかと思いますけれども、実際には 4.8 トンしか処理されていないということですから、この点でも大変な費用の無駄が生じているのではないですか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事。

平川廃棄物処理施設整備担当参事

運転管理につきましては機械的には 24 時間運転している設備もございますし、清掃等につきましても受け入れを開始すれば当然、処理が終わった段階では清掃を行わなければならないということもございますので、設備的に量は少ないですけれども適正な人員を配置していると考えてございます。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

もともと 17 トンを予定して配置したのでしょうか。それが、結果的には 4.8 トンしか処理できていないということですから、無駄を生じていないとはいえないと思います。この辺も、よく承知してもらいたいと思いますし、ここにも過大な処理費用を掛けているということで、やはり責任が問われるのではないかと思います。

次に、維持管理費用について伺いたします。

生ごみバイオガス化の維持管理労務費、その他の維持管理は、2011 年度実績でいくらになりますか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事。

平川廃棄物処理施設整備担当参事

生ごみの維持管理委託費についてでございますが、4140 万円程度となっております。

また、維持管理費の中で委託人件費を除いた額は 1670 万円程度でございます。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

運転要員費を除いた維持管理経費 1670 万円、1 トン当たりいくらになりますか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事。

平川廃棄物処理施設整備担当参事

約 1 万 1000 円でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

当初計画では、いくらになっていましたか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事。

平川廃棄物処理施設整備担当参事

当初計画の段階では機械設備等の設計が終わらなかつたり、維持管理の想定をすることが途中の状況では非常に難しいことから、かなり遅れた段階の積算となっていたのではな
いかと考えてございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

そうではないです。19 年 9 月議会だったと思いますけれども、維持管理費用をおよそい
くら程度見込んでいるのでしょうかと私はお尋ねしました。それに対しての市長答弁で、
確定的なことは申し上げられませんが、この施設整備費の概算見積ではランニングコスト
として、おおむね年間 2000 万円から 3000 万円と答えています。このときの年間処理量は
大体 6000 トンですから、6000 トンの生ごみ処理をするのに 2000 万円から 3000 万円ででき
ると。おおよそトン当たりですから、3500 円ぐらいから 5000 円ですか。これは、既に生ご

みバイオガス化を実施している砂川などと比べて、安過ぎるのではないですかという質問をしました。このとき私が調べてみますと、砂川では1トン当たり8300円ぐらいの経費を掛けていました。うちの3500円から5000円というのは、あまりにも安いのではないかとということが事実であると証明されたわけです。今のお答えでは、1トン当たり1万1000円という結果になっているわけですが、これについてどうお考えになりますか。

尾崎委員長

平川廃棄物処理施設整備担当参事。

平川廃棄物処理施設整備担当参事

委員がおっしゃられました、平成19年第3回定例議会の中での答弁につきましては、当時、基本設計を実施していないということと確定的なことは申し上げられない中で、おおむね2000万円から3000万円程度になったとご答弁申し上げたということでございます。

また、砂川に関しましてですが、平成23年度の処理実績を1万2000円とお聞きしております。

以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

ですから、砂川でも8300円から1万2000円に上がったということかもしれませんが、でも当市の当初見積もりは、あまりにも安く経費を見すぎていたのではないかとことです。それに対しての当時の答弁はどうか。砂川と処理方式が違うので、安くなるのは当然だと答えています。こういう状況の推移について、もう少し真摯にPDCAをしてもらいたい。この生ごみ処理についても関連経費を含めてですけども、事業費が3億4000万円も膨らんでいます。これは、関連経費が新たに追加されたものだと。その関連費用も当初から含まれてしかるべきです。生ごみ収集処理量は、計画の28%にとどまっている。それに対してのアクションはほとんどしていないでしょう。事業系のごみが2%にも満たないことに対して、どういうアクションをしているのですか。これからやろうという程度のことではないかと思えます。一方で、維持管理経費は非常に見積もりが甘かったという結果的にはずさんな計画だったわけです。これらの結果に対する責任をだれが、どのような形で取ろうとしているのですか。

尾崎委員長

深尾水道部長。

深尾水道部長

ただ今の、責任は誰がとるのかというお話でございますが、処理センターで生ごみを受け入れる事業は全国でも数が少なく、いろいろな面で知恵を出し合って進めてきております。確かに、収集量が計画より少ないのは事実で、それはいずれにしても何らかの形で量を多くする取り組みはしていかなければならないでしょうし、処理についても平成 23 年から生ごみを処理場で受け入れておりますけれども、当初は、先ほどもいいましたが処理施設の消化槽で発泡現象が起きまして、7 カ月ぐらいは安定しない状況が続いておりました。そのため、消泡剤などの購入が増えたのも事実でございます。やはり、これからし尿を入れていくわけですが、まずは安定した運転を行うことが第 1 の目的であると考えています。維持管理費についても、確かに委員がおっしゃいましたように、その辺も周知すべきではなかったのかということもございますけれども、安定化した運転をする中で効率化を図り、経費についてもだんだん縮減していくのが目的でございますので、その辺の努力をしながら続けていきたいと考えております。

以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

PDCA の最後の部分、改善を今後どうするのか。これらについて、私もしっかりと見守っていきたいということを申し上げて質問を終わります。

尾崎委員長

以上で、日本共産党、板垣恭彦委員の総括質疑を終わります。

続きまして、公明党、藤田豊委員。

藤田委員。

藤田委員

公明党の藤田でございます。

今回、総括質疑は防災対策についてという 1 つのテーマで質問したいと思っております。質問に入る前に、今日の地元新聞にも報道がありまして皆さんも朝刊を読まれたと思いますが、南海トラフ地震、東日本の 13 倍ということで内閣府の試算の記事が出ておりましたので、参考に読ませていただきます。「東海沖から九州沖南海トラフで巨大地震が発生した場合、激しい揺れや大津波による経済的な被害額は、最悪で 220 兆 3000 億円に上るとの試算を 18 日、内閣府の作業部会が発表した。国家予算の 2 年分を上回り、東日本大震災の約 13 倍、阪神大震災の約 23 倍に相当する。被災地は、北海道と東北 6 県を除く 40 都府県に及び発

生 1 週間後の避難者数は最大 950 万人と分析した。部会は昨年 8 月、最大で 32 万 3000 人が死亡するとの想定を公表しており、国難ともいえる深刻な被害の全体像が明らかになった。政府は、今月中にも対策の基本方針をまとめる」という報道記事が出ておりました。この南海トラフ地震は、大津波、地震ということで北海道、東北には直接影響しないだろう。また、本市におきまして大津波ということは想定されませんから地震対策になると思いますが、いずれにしましてもこれだけの大きな災害が想定されるという具体的な数字が出たわけであります。本市といたしましても備えあれば憂いなしでありますから、そういう意味で地震対策においてお金を掛けてできること、お金を掛けなくてもできるソフト面での対策は今からとっておくべきだろうと思います。そういう観点に立ちまして今回、本市における防災対策についてのハード面、ソフト面に分けて質問をいたしますので、明らかな答弁をお願いいたします。

最初に、ハード面についてお聞きいたします。北海道新聞で石狩管内各市町村の防災の取り組みについて、最新の情報が掲載されました。それによると、当別町では 2013 年度に衛星携帯電話を 2 台購入することを決めました。また、千歳市は暖房器具を 2024 年度までに、現行の 20 台から 300 台に増やすことにしました。また、防災備蓄品は現在、市役所など市内 12 カ所で保存しているが、紙おむつや発電機などは今年度より避難所ごとに保存することを決めました。本市も、当別町や千歳市のような対策を参考に検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。札幌市では、停電で避難所と暖房が使えなくなることに備え、札幌市の計画で寝袋と毛布を 1 人 1 枚ずつ、食料は 1 人 2 食分を 2014 年度までに備蓄すると決定。本市もストーブの備蓄に対して、各収容避難所全体を温めるだけの必要台数を揃えろとしないのであれば、札幌市のような備えをすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

次に、現在検討している新庁舎にマンホールトイレを導入すべきと提案いたします。東日本大震災において、大きな問題となったのはトイレの対策でした。地震や津波によって水洗トイレが使えなくなったところでは、大変な苦勞があったと報道されました。私は、平成 23 年第 4 回定例会で、このマンホールトイレの設置を提案いたしました。そのときの市長答弁では、屋外のマンホールを利用したトイレは、冬季の避難所における使用には課題となる点も考えられるとの答弁でありました。議会の新庁舎建設調査特別委員会が昨年、本州で最近、新庁舎を建設した自治体を視察したところ、東京都福生市、立川市で建設時にマンホールトイレを導入いたしました。本市も新庁舎建設時にマンホールトイレを導入すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、ソフト面についてお聞きいたします。

昨年 11 月、西胆振の大規模停電後に北海道が調査をしたところ、西胆振地区を除く全道の社会福祉施設の約 7 割が、非常用電源などを保有していないことが調査の結果わかりました。本市として、社会福祉施設に対し非常用電源の防災を目的にした補助制度は考えられないのか、お聞きいたします。室蘭市は、災害時に発電機などを社会福祉施設に優先的

に貸し出してもらえるように近く、民間企業と協定を結びます。本市も、同様の協定を結んではどうかと思いますが、お聞きいたします。自主防災組織率の北海道の目標は、平成 29 年度までに世帯数の 75%までの達成を目指しております。予算審査特別委員会の答弁では、現在、本市の達成率は 38%であり、あと 5 年で目標まで達成しなければなりません、見通しはいかがでしょうか。

現在、本市の危機管理課の職員体制は正職員 3 名、非常勤職員 1 名の合計 4 人体制であります。自主防災組織率の北海道の目標は現在の職員数で達成できると考えているのか、見解をお聞きいたします。要援護者名簿は現在、市の福祉課、危機管理課、消防、警察。地域においては、民生児童委員、市と覚書を交わした自主防災組織が持っております。これらの各部門が、全市的な取り組みをする連絡協議会的な仕組みを作れないのか、お聞きいたします。釧路市では、要援護者の所在をパソコン上の市内地図で把握できるようにと災害時要援護者支援システムを作り上げました。これは、災害時に素早い避難指示につなげる仕組みです。本市でも、このような取り組みをしてはと思っておりますがいかがでしょうか。

最後に、今年 2 月に神戸市、横浜市では、市が保有する要援護者情報を本人が積極的に拒否する意思を示さない限り、町内会自治会等に提供できる条例を制定いたしました。住民主導による名簿作成と支援体制づくりを促すものであります。本市としても、条例制定を検討したと思っておりますが、市長の見解をお聞きいたします。

以上で、1 回目の質問を終わります。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問に、お答え申し上げます。

防災対策についてであります。衛星携帯電話につきましては緊急時の連絡手段として有効なものであると考えておりますが、本市といたしましては、既に配備しております災害時優先電話やデジタル地域防災無線で通信手段が確保できるものと考えております。

また、備蓄物資の保管場所につきましては、災害時に周辺道路の寸断や指定した収容避難所の被害等により、備蓄している物資の円滑な配給等に支障が生じる可能性があることから、市内 7 カ所に分散備蓄を進めてきているところであります。今後も防災資機材を適正に管理する必要から、現在の分散備蓄で対応をしてまいりたいと考えております。

次に、収容避難所の暖房対策等についてであります。ポータブル石油ストーブ 104 台を備蓄しており、ジェットヒーターや発電機の備蓄も進めているところであります。寝袋、毛布につきましては、今後 3 年間で災害避難予定者数分を確保するとともに、敷きマットについても整備する計画としております。また、食料につきましては札幌市と同様、1 人 2 食分を確保する計画としております。

あわせて、民間事業者からの供給確保のために、災害時協定締結につきましてもさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設時のマンホールトイレの導入についてであります。マンホールトイレの有効性の問題や課題等もありますことから、現在のところ災害時協定を締結しております民間事業者からの供給により対応してまいりたいと考えております。

次に、非常用電源に係る社会福祉施設への補助についてであります。国においては災害拠点の医療機関に対する自家発電装置の整備などについて補助制度を実施しておりますが、社会福祉施設については補助対象外となっているところであります。このような状況から、北海道は平成 24 年 10 月社会福祉施設への自家発電装置導入助成制度の創設について、国へ緊急要望書を提出しているところであり、市といたしましても社会福祉施設における非常用電源の現状や課題等を把握してまいりたいと考えております。

次に、発電機の貸し出しに関する民間事業者との協定につきましては、社会福祉法人と民間事業者が締結すべきものと考えておりますが、市の災害時における協定について情報を提供することなどにより、社会福祉法人と民間事業者との協定締結に向けての支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織への支援体制についてであります。今年度から防災専門官も配置し強化を図ってきているところであります。今後も、出前講座や防災学習会等を積極的に取り組み、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図りながら、自主防災組織の設立に向け、支援・協力を進めてまいります。平成 25 年度は、救助工具セットの無償貸与の拡大やシンポジウムの開催、総合防災訓練の実施などを通じて町内会等と積極的に関わり合いを持ちながら、自主防災組織の設立に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者対策における連絡協議の仕組みについてであります。避難支援プランの個別計画策定に向け、今後、策定する方法や内容について検討が必要となりますので、その中で連絡や協議の体制につきましても整理をしてまいりたいと考えております。

次に、地図を用いたシステムについてであります。導入している他の自治体の事例を調査し、手法や効果等につきましても把握をしてまいりたいと考えております。

次に、要援護者情報に関する条例についてであります。現在、国の災害時要援護者の避難支援に関する検討会において、名簿の提出や活用準備等について検討が行われているところであり法律の整備も想定されますことから、その動きを注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問に移ります。

まず、備蓄物資保管場所の答弁であります。防災資機材を適切に管理する必要からとの答弁がありました。これは、人の問題なのか施設の問題なのかを詳しく説明してください。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

藤田委員の再質問に、お答え申し上げます。

備蓄物資の保管場所につきましては、拠点での分散備蓄にあたって学校施設に直接出向いて調査をしましたが、適当な保管場所がない施設も見受けられたところであります。

また、備蓄物資は市の担当者が数量の把握や食料品等の賞味期限の到来による更新など一元的に管理していることから、現在のところ拠点施設での分散備蓄をしているところであります。

ただ、今後も機能的な備蓄方法につきまして情報収集を図り、いろいろな工夫や観点からよりよい方策について研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

答弁では、市内 7 カ所に分散備蓄をするということでありました。その中には、小中学校が多いわけですがけれども、学校にいろいろな物を備蓄する。また、デジタル無線等も備えるということで今後、学校との協議など十分に連携をとってやっていただきたい。また今後、いざというときには学校関係者、地元の町内会、それから市職員も駆けつけることは当然であります。いろいろな面での地域の協力といったものが必要になってくると思いますので、そういったものがスムーズにできるようにあわせて、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので要望としておきます。

次に、収容避難所の暖房対策について、答弁ではジェットヒーターや発電機の整備を進めているとありましたが、いつまでに何台を揃えようと計画しているのか、お答えください。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

收容避難所の暖房対策についてであります。ジェットヒーターにつきましては平成 26 年度までに 10 台、発電機につきましては平成 27 年度までに 20 台を揃える計画としております。

以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

計画的に増やしていくということですが、担当課として先日の一般質問でも大迫委員が体育館へのポータブルストーブの設置等についても質問しました。また、私の質問でも千歳市においては 20 台から 300 台まで増やすという計画も持っていますけれども、避難所としての学校の体育館等にポータブルストーブで暖をとることにに関して、担当課はどのような感想を持っているのか、確認の意味でお聞きします。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

收容避難所の暖房対策につきましては、ポータブルストーブ等を準備しておりますけれども、今後ともいろいろな形の中で機能的なものが考えられてくるのではないかとということもありますので、今後につきましても、さらに研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、違う角度で質問をします。

私は、2011 年 12 月第 4 回定例会において、市内には地下水、井戸水等を利用した個人、企業、団体等があることから、災害で断水した場合に水が使用できなくなることを想定し

て市と井戸、地下水を保有している関係者の方々と災害協定を結んではどうかと質問しました。そのときの答弁では、水道施設を保管する供給源の 1 つとして協定の締結を検討したいとのことでした。その後、地下水、井戸水等の協定はどこまで進んでいるのか、お聞きします。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

地震等による災害時における井戸水の活用につきましては、他市町村で一部協定を締結しているところもありますが、災害による井戸の破損や汚損等により水質に変化が生じることがあるため、井戸水の利用は飲用や炊き出し調理用以外の生活用水に限られている場合が多いことを聞いております。現在、本市といたしましては、配水池に緊急遮断弁を設置して災害や事故が発生した場合においても水道部と連携を図り、安心して使用できる飲料水の迅速な配布体制に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

飲料水についてお聞きします。

市内に配水池等がありますけれども、井戸水は今いったとおり、災害時にならない段階では水質調査で飲めると出ていても、災害になった場合にはどのような水質の変化があるかわからないので、飲料には向かないという答弁だと思います。そうすれば、市内の各配水池から地域への飲料水の供給は、どのような体制、計画になっているのか説明してください。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

具体的な飲料水等の配布体制ですが、水道部では、災害時において迅速に配布できる体制を常日頃からとっていると伺っております。

以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、マンホールトイレの再質問に移ります。

答弁では有効性の問題や課題等もあることから、という答弁でありました。具体的には何を指すのか詳しく説明してください。

尾崎委員長

安田庁舎建設担当参事。

安田庁舎建設担当参事

マンホールトイレの有効性の問題、課題につきましては、地震等によりまして下水道施設が破損した場合には下水道へ汚物を流すことができなくなりますので、そういった課題がまずあります。また、使用する場合につきましても、下水道施設に流すための水を確保する必要があり、断水時にマンホールトイレを使用した場合、そういったものの水を確保するという課題がございます。加えて、冬の間の使用につきましても、屋外に設置をするということがございますので、除雪ですとか管理の部分の課題もあると考えております。

以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、昨年、本市が視察にいった東京の立川市、福生市ではマンホールトイレを新庁舎建設に合わせて導入したわけですがけれども、この 2 つの市が導入した理由はどのように把握しているのか、説明をお願いします。

尾崎委員長

安田庁舎建設担当参事。

安田庁舎建設担当参事

福生市につきましては、市役所の駐輪場付近に 5 基設置をしているということですが、市の防災拠点という考え方から整備をしたと把握しております。立川市につきましては、市役所敷地の隣の市有地に 10 基設置されているということがございます。こちらは、市役所建設のときに設置をしたということではなく、市役所の隣で同時に国の施設で

ある拘置所を整備した時、国において設置したマンホールトイレということで、設置のあとに国の土地だったものを市が譲り受け、マンホールトイレと合わせて管理をしているということでございます。

以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

最近、ここ数年で新しく庁舎を建てた市においても、このようなマンホールトイレの導入が進んでおります。国土交通省の補助メニューの中にもマンホールトイレ設置の補助メニューがありまして、雪の降らない地域においては新庁舎、または公共施設を造るときにこういったものが、だんだん主流になってくるのだらうと思います。それから北海道におきましても今、参事から説明がありました冬期間の積雪は確かにありますけれども、千歳市においては新しい中学校の設置において既に、このマンホールトイレの設置等々の先進地でもありますので、この冬季対策も含めて設置費用が高額なものにならない、また、補助メニューがあるとすれば、新庁舎導入のときの検討に十分値することかと思えます。まだ時間はありますので、ぜひともそういった先進事例等を調査・研究していただきたいということで要望にしておきたいと思えます。

それでは、ソフト面で社会福祉施設に移りますが、市内において社会福祉施設と位置づけられる施設は何カ所あり、どの施設になるのか、お聞きいたします。

尾崎委員長

木下福祉課長。

木下福祉課長

社会福祉施設の関係、お答えを申し上げます。

社会福祉法に規定がございまして、それによる社会福祉施設ということになりますが現在、市内に 10 施設ございます。具体的には、児童養護施設につきましては、北光社ふくじゅ園、天使の園の 2 カ所。それから、特別養護老人ホームにつきましては聖芳園、北広島リハビリセンター特養部四恩園の 2 カ所。それから軽費老人ホーム、ケアハウスのことを指しますが 1 カ所。さらに、障がい者支援施設、「とみがおか」ですとかリハビリエイト、北広島リハビリセンター療護部など 5 カ所になってございます。

以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

社会福祉施設を市でどこまで調査しているのかわかりませんが、今、課長がいわれた 10 カ所の施設で、非常用電源を設備していることをつかんでいるのかどうか、お聞きします。

板垣委員

木下福祉課長。

木下福祉課長

正確な把握は今後となりますが、ありましても発電設備までいきません。発電機レベルで、ごくわずかな施設で所有しているという情報は把握してございます。

以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

その発電機レベルで所有している施設は何カ所かわかりますか。

尾崎委員長

木下福祉課長。

木下福祉課長

現在のところ、私どもで把握しているのは 1 カ所でございます。

以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

1 カ所ということからいくと、あと 9 カ所はないのだろうと思います。この 9 カ所に関しては、先ほどの市長答弁からも道でいろいろな働きかけなり、対策をとっているということではありますが、各施設における危機管理の面から将来的に備えませんかという市からの

働きかけはされているのか。また、今後する予定があるのかをお聞きします。

尾崎委員長

木下福祉課長。

木下福祉課長

施設といたしますか、事業所といたしますか。この指導関係は道や石狩振興局の担当になりますので、私どもとしては特に指導的な部分はしてございませんけれども、やはり災害時の対応が重要になってまいりますので、機会あるごとにとという形になろうかと思いますが、その辺のお話もしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

それともう 1 点、今回の登別のような停電が長期にわたった場合に、社会福祉施設の入所者を移動させるのは大変困難だということが新聞報道でもありました。先ほど危機管理課長からジェットヒーターの増設など、いろいろな設備の増強を今後していきますという話はありませんが、登別のようなことを想定した場合、市としてそういった施設へ優先的に持っていくという話し合いやシミュレーションはしてきたのかどうか、お聞きします。

尾崎委員長

木下福祉課長。

木下福祉課長

シミュレーションの関係でございますが、シミュレーションはしてございません。

また、北海道が音頭をとりまして施設間の協定といった動きもございますので、その動きも注視していきたいと考えてございます。

以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

社会福祉施設については最後の質問になりますが、新しく建設される特別養護老人ホームに対しては、建設時からそういったものを常備してくださいと指導するのか、しないのか。その点はどうでしょう。

尾崎委員長

木下保健福祉部長。

木下保健福祉部長

今、ご質問された新しい特別養護老人ホームの非常用電源については今、把握しておりませんが、条件として指導することにはなっていないと思います。

以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

これは、社会福祉法人が考えることであります。ただ、登別での事例もありますので、市が指導する立場ではないかもしれませんが、情報交換、情報提供ぐらいは何かの機会にぜひ、していただければと思いますので、これは要望にしておきます。

次に、災害時要援護者における対策についての答弁ですが、避難支援プランの個別計画策定に向けてとありました。北海道は、平成 29 年度までに自主防災組織率を世帯数の 75% までを目標に達成を目指しておりますが、自主防災組織率が 75% まで達成されるとすれば、市における個別計画もそれくらいまでには整備すべきではないかと思っておりますので、見解をお聞きします。

尾崎委員長

木下福祉課長。

木下福祉課長

避難支援プランにつきましては、委員もご承知のように全体計画と個別計画がございます。現在、全体計画につきましては内容を検討中でございます、さらに検討に当たっての課題を整理し、できるだけ早期に策定したいと考えているところでございますので、その後、個別計画に移っていくということで考えてございます。

個別計画につきましては他市の例を見ましても、自主防災組織や自治会、町内会ですと

かが地域住民と連携しながら立てていると把握してございまして、本市におきましても、地域の力をお借りして立てていくことになろうかと今のところ考えてございます。

さらに、個別計画を策定しやすい環境を整えていくということで、市のほうとしましては策定マニュアルのようなものを作っていきたいと考えております。このようなことから、今の段階で個別計画がいつまでに見通すところまで至っておりませんので、時期的にいつかという部分につきましては、お答えできない状況でございます。

以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

いずれにしても、スピードアップしていただきたいと思います。また、本市におきましては公共施設、特に学校等の耐震化も先進的に進んでおりますし、市有建築物の耐震化も数年のうちには進むと思っておりますので、対策をしっかり立て、いざ災害があったときのソフト面の備えもしっかりしておけば、被害はかなり低減できるという説もありますので、このハード面、ソフト面に対しスピーディ、万全に取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

尾崎委員長

以上で、公明党、藤田豊委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 30 分

再 開 11 時 31 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

午後 1 時まで休憩といたします。

休 憩 11 時 31 分

再 開 12 時 59 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

続きまして、民主市民クラブ、佐藤敏男委員。
佐藤委員。

佐藤委員

皆さん、こんにちは。大変ご苦労様でございます。

3人目となり最後でございますので、しっかり頑張りたいと思います。答弁のほうも、よろしく願いいたします。

それでは、通告にしたがって質問をいたします。

大きい項目の1つ目、市道輪厚中央通について。初めに、輪厚中央通は昭和63年に都市計画決定を行ってから20年以上が経過していることは、皆さんもご承知だと思います。未整備区間である540mについては、地域住民は「おらの目の黒いうちに開通するのだべか」と首を長くして待っている状況でしたが、防衛省の補助が内定し、平成25年度の予算で整備が始まることとなります。私は、輪厚中央通について再三にわたり質問をしてきましたが、このたび整備が進められることになり、担当職員の皆さんと北海道防衛局のご努力に心から敬意を表します。そこで、予算審査特別委員会でも質問をさせていただきましたが、地域住民の要望どおり1日も早い開通を願い、具体的に以下の点について質問させていただきます。

1、国の予算も大変厳しい中で防衛省の補助がどのような形で内定されたのか、説明をお願いいたします。

2、この制度の防衛省の補助は、私が調べたところによりますと統合事業として地方公共団体が特定地域において裁量的かつ計画的に複数の生活環境等の整備事業を一括して行う事業でありまして、仮称、輪厚中央公園も同時に整備されると伺っていますが、その中身について説明をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

佐藤委員のご質問にお答え申し上げます。

輪厚中央通について、事業実施における補助金の活用につきましては、これまで関係機関などと事業採択の可能性について協議を進めてきたところであり、このたび防衛施設周辺整備統合事業の採択要件を満たしたことから、防衛省の補助により実施することとしたものであります。

次に、統合事業についてであります。特定地域において計画的に複数の生活環境等の整備事業を一括して行う事業でありますことから、消防救急活動や避難施設等の防災機能

を強化する目的として、災害時の避難経路となる輪厚中央通と避難場所となる公園を整備するものであります。また、公園につきましては、面積約 2900 平方メートルの街区公園として計画をしておりますが、具体的な整備内容は今後、地域の皆様の意見などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

ご答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

最初に、防衛省の所管事業として従来は、民生安定事業や障がい防止事業、政府交付金事業などが一般的であったと認識をしています。今回実施する統合事業については、本市において初めての取り組みではないかと思いますが、従来からあった事業でしょうか。また、この事業で実施するに至った理由について、お伺いいたします。

尾崎委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

佐藤委員のご質問に、お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり本来、本市においては民生安定、障がい防止、調整交付金などの事業により、それぞれ施設整備をしてきたところであります。このたび実施する統合事業につきましては、平成 16 年度から制度化された比較的新しい事業であります。本市といたしましては、道路、公園等の生活環境の整備をこの統合事業で複合的に整備することにより、事業効果の発現が一層高まるものと判断したことから、今回、事業実施に至ったものであります。

以上であります。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

ありがとうございます。

次に、事業を実施するに当たり、市として地域住民の方々に対してどのように周知や説

明を図ろうとしているのか、お尋ねいたします。

尾崎委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

地域の皆様への具体的な周知の方法などにつきましては、今後、町内会などと相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

わかりました。

国の予算が成立されるのが 5 月とっておりますので、その後、速やかに説明会などを開催して地域住民に周知を図っていただきたいと思います。

次に、今回の道路整備区間の用地所有状況や所有者数などについては把握しているのでしょうか。

また、用地買収について今後、どのような手順で進めていこうと考えているのか説明をお願いいたします。

尾崎委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

整備区間の用地所有状況につきましては、国有地と民有地上に道路を整備することとなります。

地権者については、現在、私どもで把握している中では 15 名程度と想定しているところであります。

また、新年度におきまして、用地も含めた詳細な調査を実施する中で土地所有者などを確定し、それらの方々にご説明等を行い理解を得たのち、用地買収交渉を行いまして用地取得を行ってまいりたいと考えております。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

わかりました。

用地買収については相当の時間を要すると思いますが、担当者の交渉に期待をして見守っていきたいと考えております。

次に、道路予定区間は起伏のある地形であり住宅地とも接している状況ですが、道路の構造はどのように考えているのか、お伺いいたします。

尾崎委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

道路の構造につきましては、新年度において詳細な調査設計を実施する中で構造基準に照らし合わせながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

わかりました。

地域住民にも良く理解をいただけるような内容の構造基準になりますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、地域住民は 1 日も早い中央通の開通を願っていますが、完成年度はいつになるのか、お伺いいたします。

尾崎委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

道路整備の期間につきましては、現時点における統合事業の事業計画では 4 年ないし 5 年程度を予定しているものであります。

以上であります。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

わかりました。

私は、輪厚中央通の整備開始について質問をいたしておりましたけれども、相当の期間を要すると思っていただけに、このたび統合事業として公園も同時に整備されることになり、地域住民の喜びも大きいものと思います。今日まで、整備のため奔走されました担当職員の皆さんに心からねぎらいを申し上げ、早期完成を願って、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、大きい項目の 2 つ目、地域防犯活動事業について。

初めに、犯罪のない社会を求めて防犯思想の高揚に努め、街頭啓発や青色回転灯装着パトロールなどの防犯活動を実践している関係者の皆さんに心から敬意を表します。犯罪が起りにくく、市民が安全で安心なまちづくりをさらに推進され、防犯活動が市内全体に拡大されることを願い、以下の点について質問いたします。

1、防犯協会と市との連携については大変スムーズに行われていると思いますが、街頭啓発や青色回転灯装着パトロールなどの防犯活動を実践している各地域での取り組みについて、どのような評価をしているのか、お伺いいたします。

2、地域防犯活動事業については、毎年約 60 万円前後の補助金を活用して地域で活動を展開していますが、補助額については妥当であると考えているのか、お伺いいたします。

以上で、1 回目の質問を終わります。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

地域防犯活動事業についてであります。現在、市内には 10 の防犯協会と防犯関係団体や見守り隊、青色回転灯パトロール隊などの活動により、犯罪の抑止効果を上げております。厚別警察署が公表しております本市における街頭犯罪等認知件数を見ましても、平成 23 年 12 月末で 326 件でありましたが、平成 24 年 12 月末では 273 件と減少しており、日頃の各団体の活動に対しまして心より敬意を表する次第であります。

次に、補助金額についてであります。新年度予算では地域防犯協会交付金、青色回転パトロール活動交付金、北広島市防犯協会連合会交付金など、ほぼ前年と同額を措置しており、今後も啓発資材の整備やジャンパーなどの貸与制度等、防犯意識の普及と啓発活動の実施に向けた支援を継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、私がなぜ地域防犯活動事業について取り上げたかといいますと、青色回転灯装着パトロール車から直接、要望されましたので、今回、この問題を取り上げました。その要望とは、年に1回支給される5000円はガソリン代にもならないので、何とかならないのかということです。多分、議会でこの問題を取り上げた議員にも、それぞれ要望は届いているものと思います。そこで、青色回転灯装着パトロール活動を始めることになった経過と1台につき交付金5000円を決定した根拠について、お伺いいたします。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

それでは、私のほうから青色パトロールの経過と5000円の根拠をご回答いたします。青色回転パトロールは、平成16年から東部南地区防犯協会を皮切りに、西部、西の里、大曲等に広がり、現在、北広島市全域でパトロール隊が活動しています。当時は、買い物のいき帰りや私用の用事があるときなど時間やコースなどを決めず、自分の都合に合わせて回転灯を装着して回る地域の自発的なボランティアとして活動していただいております。その後、平成20年に自治連合会より要望書が提出され、平成21年度より1台5000円の交付をさせていただいたところです。この交付の決定のときも、あくまでもボランティアとしてやっているのだから、交付金をいただくと時間やパトロールコース等が義務化され、活動が制約されるといった意見もありましたが、ガソリンの高騰など社会的要因もあり実施いたしました。

それで、5000円の根拠ですが、支援に対する基本的な考え方ということで、当時、パトロール隊につきましては地域の有志による自主ボランティア活動として発足したものであるが、燃料費の高騰など自己負担が出てくることから財政的な支援をするということで、活動をしている方々に平均的な出動日数、1日に約何キロ走るのか、車の大小はありますが、リッター当たり何キロぐらい走る車で走っているのか等々聞き取りをした結果、当時の平均的な出動日数が90日、1日約12キロを走る。それから、いろいろな車がありますけれども、リッター8キロぐらい走るということ、その当時のガソリン価格が116円ということから計算させていただきまして、1台1万5600円前後という数字が出ています。

その数字を当時から連合町内会だとか、防犯協議会から一部負担をいただいたところもございまして、市といたしましては地域の支援を含み地域負担が3分の1、自己負担が3分の1、市の負担が3分の1ということで、先ほどいいました1万5000の3分の1で5000円を交付させていただいております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

今の答弁で経過、金額決定についてわかりました。

それでは次に、青色回転灯装着パトロールは地域の中で街頭啓発やパトロールを行っておりますが、年間どのくらいの出動回数となっているのか、また、年間行事の参加内容について、お伺いいたします。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

青色回転灯装着車については、毎年 5 月ごろ厚別警察署から担当者を招き、青色回転パトロール講習会を開催しております。そのときに活動記録簿をお渡しし、翌年の 4 月に提出していただいております。その記録簿によりますと、これは出動日数で提出されておりました、一番多い方で年間約 240 日前後、少ない方で 10 日前後となっており、平均いたしますと 60 日前後となっております。しかし、少ない方も 1 回の走行距離が長かったり、私用の時もすべて青色回転灯を付けて点灯し、抑止力の効果になっております。

また、年間行事の参加内容ですが、子ども達の登下校の時間に合わせたパトロールはもとより、安全・安心市民大会や歳末地域安全運動街頭啓発に参加していただいております。地元の祭りや歳末啓発にも出動しております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

今の活動内容を聞きますと、大変立派に成果を上げているという感じを受けます。

次に、答弁によりますと今後も啓発資材の整備やジャンパーなどの貸与制度などは支援を継続していくといわれておりますが、現在支給されている啓発資材やジャンパーなどは、どこの予算でまかなっているのか。補助金の中に含まれているのかについて、お伺いいたします。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

啓発資材やジャンパーなどの整備については、平成 21 年度に国の補助事業の 1 つとして生活対策臨時交付金でジャンパー、ベスト、帽子等を購入し、防犯協会等の会員等に貸与。現在も、要望に応じ対応しているところでございます。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

今後、対応するジャンパーなどの資材については補助金の中から出すのか、別の予算の中から出すのかについて再度、お伺いします。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

現在も若干、ジャンパー等が残っておりますが、今後これがすべてなくなった場合には防犯協会等の中で考えたいと思っております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

残っている分があるので、それを使い切った場合には新たな支出をするということで理解しました。

次に、青色回転灯装着パトロール活動は、21 年度から始まり 4 年が経過していますが、1 台につき 5000 円の交付は最初から変わっていないのか。合わせて、25 年度も 1 台につき 5000 円の交付金でいくのかについて確認のため、答弁をお願いします。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

平成 21 年度から交付金は 1 台 5000 円であり、平成 25 年度につきましても同額で予算計

上させていただきます。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

わかりました。

次に、補助金の内容を見ますと、今、答弁にありましたように 4 項目に分かれて交付されており、青色回転灯装着パトロール活動には 23 年度実績で 36 台分、18 万円の交付となっています。ガソリン代も相当高騰している今日、この 5000 円の交付は妥当であるか、ないか再度お伺いいたします。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

確かに、現在は当時よりガソリン価格が上昇しておりますが、あくまでも自分のペースで、無理のない主体的なパトロール活動の環境を維持していきたいと考えておりますので、交付金については現在の価格で妥当だと今のところは考えております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

妥当だということですか。

再度。

尾崎委員長

秋葉市民課長。

秋葉市民課長

現在のところ、妥当だと考えております。

以上です。

佐藤委員

私は、納得がいきません。

当初は、あくまでも自分のペースで無理のないように、という約束で活動を展開されたと思いますが、現在の活動内容を見ますと大変大きな違いがあると思います。それは、きちっと会議を開いて年間行事を確認し、祭り、あるいは歳末の警戒についても、その行事に参加して成果を上げているわけです。何よりも、ガソリンの値上げです。これらの状況で、本当に妥当だと考えているのでしょうか。どうですか、部長。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

青色回転灯パトロール隊の活動により犯罪抑止の効果も見えてきておりますし、パトロールをしていただいている方々につきましては、心から感謝申し上げます。実際の負担についてどうかという部分でございますけれども、初めに申し上げましたとおり、ボランティア活動という位置付けの中で今後も堅持したいというのが市の考え方でございます。負担につきましては、地域負担、個人負担と市の負担で3分の1ずつと考えておりますので、この協力体制を今後も維持する上からも、現時点におきましては増額について考えていないところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

例えば、ガソリンや灯油の値上がりに対し学校などを見ますと、値上がり分については補正しながら予算を措置していると思っております。したがって、青パトについても当初のガソリンの値段と今の値段では相当違いがあると思っておりますので、この点について考慮することが必要ではないかと思っております。いくらボランティアといっても、人件費は別にして掛かるものについてはきちっと支援をしていくことが長続きする活動だと考えます。そして、事業評価についても4点となっており、さらに安心・安全なまちづくりの推進に有効な手段となっていると評価されているわけであります。したがって、これらの防犯活動の拡大により一層弾みをつけ、交付金5000円のみでの活動にならないためにも、今年度5年目を迎える時期に増額の見直しを行い、26年度の予算で措置ができないのか、その決断をお伺いいたします。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

ガソリンも値上げしているので、その分の負担金について増やす考えはないのかというご質問かと思えます。先ほどからお話させていただいておりますように、これらの活動は確かにガソリン代が掛かるものでございますけれども、当初からのお話のとおり地域の皆さんにも負担していただき、自分の負担もしていただく。そして、市もそれに対して負担をする形でおこなってきておりますので、ガソリン代だけが上がったことによって、これらのものを予算化することにはならないと考えております。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

残念です。

次に、先ほど答弁がありましたとおり、防犯等認知件数を見ても平成 23 年度は 326 件、24 年度では 273 件で 53 件減少していますが、このことを見ても大きな成果を上げていることは事実であります。増額の見直しについては市民も理解を示し、納得されると私は思いますが、どうしても増額が無理であるというのであれば、ガソリンチケットなどによる現物支援をすることも 1 つの支援策と考えますが、その見解をお伺いいたします。

尾崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

今のご質問は、交付金ではなくガソリンチケットなどの金券での支給かどうかという中身でございますが、金券の支給といえども市といたしましては、これを予算化していくことに変わりはないので、増額しないという中でご理解いただきたいと思います。

以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

しつこいようですが、最後に市長にお伺いいたします。

市長も、地域を歩いて多分こういう話は聞いていると思いますが、金額は妥当である。増額もできない。現物支給も難しい。こういう内容となっておりますが、市長の胸のうちはどうですか、最後にお聞きいたします。

尾崎委員長

石井副市長。

石井副市長

青色回転灯パトロール隊の交付金支給ということで、高いのか安いのか、妥当なのか、いろいろ議論のあるところですよ。これは、先ほども答弁させていただいておりますが、基本はボランティアから始まったということでありまして、例えばガソリンが安くなったら補助金も下げるのかという議論もありますし、ボランティアでやりたいので補助金などは辞退したいという方も中にはおられます。ですから、それは全体的に考えて高いのがいいのか安いのがいいのかという議論もありますけれども、5000 円で決めたという部分も一定の状況の中で決めたということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

ご理解をというわけですが、私に要望された方になんと説明すればいいのか迷っていますけれども、ご理解をいただきたいということで伝えたいと思います。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

尾崎委員長

以上で、民主・市民クラブ、佐藤敏男委員の総括質疑を終わります。

これをもちまして、総括質疑を終了いたします。

ただ今から、討論及び採決を行います。

初めに、議案第 28 号 平成 25 年度北広島市一般会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 28 号 平成 25 年度北広島市一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 28 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号 平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 29 号 平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 30 号 平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 30 号 平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号 平成 25 年度霊園事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 31 号 平成 25 年度霊園事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 31 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 32 号 平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 32 号 平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 32 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 33 号 平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 33 号 平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 33 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 34 号 平成 25 年度北広島市水道事業会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 34 号 平成 25 年度北広島市水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 34 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会の審査の経過と結果の報告につきましては、正副委員長に一任願いたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

委員会の審査報告については、正副委員長一任と決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦勞様でございました。

委員長